

## 高麗睿宗朝における意思決定の構造

矢 木 毅

【要約】 西暦九一八年、朝鮮半島に成立した高麗国においては、その政治形態として君主制が行われていたが、そのいわゆる君主制というものは、決して単純に恣意的かつ独裁的な政治形態を意味するものではなかった。支配階級一般の意思を尊重する国王は、自己に従属する各種の官僚貴族に対し、しばしば国政上の重要案件を諮問する機会を作ったが、その種の諮問会議の構造は、これを(1)宰臣・樞密、(2)侍臣四品以上、(3)文武三品以上という大別三つの構成要素に分節していくことができるようである。大略五十員前後のこれらの最高級官僚層によってその最高意思が形成されていく国家とは、それ自体十分に専制的な国家形態であることは違いないが、反面、このようにして支配階級一般の意思を尊重していく君主制のあり方は、朝鮮半島において現出した君主権一般にも通底する高麗国のひとつの重要な特徴をなしているものとして、いわば貴族制的君主制の形態とでも評価しておくことができよう。本稿では、十二世紀初頭における高麗国の一連の女真戦争を題材として、高麗睿宗朝における意思決定の構造を、その官僚機構という場の構造分析に即して検討する。

史林 七六卷二号 一九九三年三月

### はじめに

高麗国第十五代、肅宗明孝大王の九年（一一〇四）春二月初八日（壬子）、曷懶甸（*Galando*）地方をめぐる利害の対立していた高麗国と完顔部女真の勢力は、高麗国定州の関外において互いに軍事衝突し、高麗国は二たび戦って二たび敗績した。この第一次の女真戦争を史乘に甲申の役と呼ぶ。次代、睿宗文孝大王の二年（一一〇七）冬十二月十四日（乙未）、高麗国は再び曷懶甸に侵攻し、この地を平定して九つの城鎮を築設したが、たちまち完顔部女真の反攻を受け、睿宗四年

(二一〇九) 秋七月初三日(丙午)、ついに曷懶甸からの全面的な撤退を表明した。この第二次の女真戦争を史乘に九城の役と呼ぶ。これら十二世紀初頭における高麗国の一連の女真戦争に関しては、池内宏氏の古典的労作「完顔氏の曷懶甸経略と尹瓘の九城の役」<sup>①</sup>に詳しいが、その先学による史実考証の観点とは一応別個の問題点として、今回私は、これら一連の経緯の中から高麗国における意思決定の問題を考察しておきたい。

前近代社会における専制国家一般の場合と同様に、当時の高麗国においても、その国家としての最高意思が、一義的には国王一個人によって決定されていたことは言うまでもないが、そうした君主専制による高麗国の意思決定のあり方は、決して単純に恣意的かつ独裁的な政治形態を意味するものではなかった。国王の意思決定に際しては、それが国政上の重要案件である場合、あらかじめ支配階級一般の意思を集約していく為の装置として、各種の官僚貴族を召集した一種の諮問会議を開催するという慣例があり、この種の諮問会議の存在は——もとより意思機関としては君主権に從属する未分化・未確立の存在にしか過ぎないとはいえ——国王一個人における最高意思の決定を一定程度誘導ないし規定していった存在として、その政治制度上極めて重要な意義を担っていたものと評価しておかなければなるまい。

本稿ではこの種の諮問会議の存在を、その官僚機構という場の構造分析に即して順次検討していくこととするが、その際、上記の一連の女真戦争は、本稿のこの課題に対し、恐らくは恰好の題材を提供してくれているものではあるまいか。なぜと云って、高麗国というひとつの権力体とその命運をかけた意思決定に臨むとき、そこには権力体の持つ組織構造が最も本質的な形をとって現れてくるに違いないからである。

① 池内宏「完顔氏の曷懶甸経略と尹瓘の九城の役」『滿鮮史研究』中世第二冊、一九三七年、東京、座右之室

② 官僚と貴族の存在は政治的・社会的概念としてはもとより別個の存在であるが、前近代の東アジア世界においては、理念上すべての貴族

階級が君主権の下に從属し、その官僚としての奉仕を通じて貴族としての身分を維持していくのであるから、本稿においてはしばらくその共通面のみを抽象し、これを官僚貴族として措定しておく。

## 一 宰臣・枢密 (1)

はじめにも述べたように、十二世紀初頭における高麗国の一連の女真戦争に関しては、既に池内宏氏の労作もあり、その事件史的推移は先学の記述に譲ることとしたい。本稿における極めて抽象的な論理次元に即して言えば、それは要するに曷懶旬侵攻の意思決定に始まって、曷懶旬撤退の意思決定に終わるのである。本節ではまず、九城の役における曷懶旬侵攻の経緯を概括し、そこから浮かび上がってくる高麗国の意思決定の構造を模式化してみよう。

そもそも九城の役における曷懶旬侵攻の決定は、萌芽的には既に睿宗即位年（一一〇五）冬十二月前後の段階において行われつつあった。この年十二月初九日（壬申）、高麗国では右散騎常侍柳子維を東界加発兵馬使に任命し、内侍・祇候崔弘正をその判官に任命しているが、ここにいわゆる加発兵馬使とは、東北辺境（東界）における増援部隊の司令官といふほどの意味であるから、そのような増派に至った背景には——具体的史料こそ欠落するもの——当然相当程度の軍事的緊張が当時の東北辺境において発生していたものと想定しておくことが許されよう。

（睿宗即位年冬十二月十二日）乙亥。宰枢を乾明殿に召し、東界の辺事を問う（『高麗史』卷十二、睿宗世家）。

右のように「宰枢」を召集して当面の対応策を協議した国王は、その協議の結果に基づいて、同十六日（己卯）に大規模な作戦軍（行宮）の編成を発令しているが、但しこの度の軍事衝突は、ある種の折衝努力の結果として一旦は回避されたものらしい。

続いて睿宗二年（一一〇七）冬閏十月前後の状況は、再び東北辺境における軍事的緊張の発生を示しており、事態は九城の役の発令へと直接に結び付いていくこととなる。

二年、辺將報すらく「女真強梁、辺城に侵突す。その酋長、一胡蘆の雉尾てびに懸くるを以て諸部落に転示し、以て事を議す。その心測りがたし」と。王これを聞き、重光殿の仏龕に藏する所の肅宗の誓疏②を出し、以て両府大臣に示す。大臣奉読し、涕を流して曰

く「聖考の遺旨、深切なること此の若し。其れこれを忘るべけんや」と。乃ち書を上り、先志を継いでこれを伐たんことを請う。王猶豫して未だ決せず。平章事崔弘弼に命じて大廟に筮（や）わしめ、「坎の既済に之（これ）」に遇う。遂に議を出師に定め、璫を以て元帥と為し、知樞密院事吳延寵をこれに副とす（『高麗史』卷九十六、尹璫伝）。

右のように「兩府大臣」の進言を受け、また祖宗在天の靈による易断を受けて出師を決定した国王は、その後、太史局（日官）の進言によって一旦西京に行幸し、同十二月初一日（壬午）、この地において正式に曷懶旬への侵攻作戦を発令する。父王肅宗の薨去以後、いわゆる諒闇三年を満了した、まさしくその月初めの一日の出来事であった。<sup>④</sup>

以上、九城の役における曷懶旬侵攻の経緯を概括した私たちは、これによって高麗国における意思決定の構造の、その核心部分を容易に見定めておくことができよう。一体に中国唐宋の官制を継受した高麗国においては、国王の意思決定を輔弼する一種の政策擬定機関として、中書門下・樞密院という二つの宰相會議体が存在し、これを並称して兩府という。「宰相」とはこの中書門下の宰相（宰臣）と樞密院の宰相（樞密）の、宰臣・樞密の縮約語に相当し、また「兩府大臣」とは中書門下・樞密院の、兩府の宰相を意味するので、結局これらの宰臣・樞密こそは、国王における意思決定の過程に最も近い存在として位置づけておくことができよう。

同様の事柄は、これを各種の儀礼史料に即しても確認できる。

《冊王妃儀》大觀殿陳設。前一日、尚舍局、王座を大觀殿に鋪すること常儀の如くす。……門下侍中・門下侍郎・中書侍郎の位を王座の東南、西向、北上に設け、樞密の位を王座の西南、東向、北上に設く（『高麗史』卷六十五、礼志七、嘉礼）。

《王太子加元服儀》大觀殿陳設。前一日、尚舍局、王座を大觀殿に設くること常儀の如くす。……宰臣の位を王座の東南、西向、北上に、樞密の位を王座の西南、東向、北上に設く（同右）。

正衙大觀殿（旧称乾德殿）に出御南面した国王に対し、中書門下の宰相（宰臣）が王座の東南、西向きに、北を上座として位置を占め、他方、樞密院の宰相（樞密）が王座の西南、東向きに、北を上座として位置を占める……というこれらの儀

注の一節は、国王の意思決定の過程に最も近い存在としての宰臣・樞密を、その理念的・視覚的な側面から最もよく表現してくれているものといえよう。

このうち中書門下の宰相（宰臣）とは——上記の儀礼史料による比較検討からも明らかのように——狹義には門下侍中（従一品）、門下侍郎（正二品）、中書侍郎（正二品）の三員を指す。本来三省の長官——尚書令・門下侍中・中書令——によって構成されるべきこの宰相會議体に副長官格の門下侍郎・中書侍郎が参与すべきいわれはないが、実際にはこの三省の長官のうち、尚書令・中書令のポストは慣例上欠員とされており、他官が平章事（同中書門下平章事）の職名を兼帯してその宰臣としての職掌を代行する。高麗国ではこの平章事に任命されるものが実質上門下侍郎・中書侍郎の二官に限定されているために——あるいは逆に言うところ、平章事に任命されるものはすべて門下侍郎・中書侍郎のいずれかの官銜を兼帯するために——結局この門下侍中、門下侍郎（平章事）、中書侍郎（平章事）の三員が、狹義のいわゆる宰臣として位置づけられていくこととなるのである。もっとも現実の政局運営に当たっては、これらの真宰（侍中・平章事）以外にも、僕射（正二品）、尚書（正三品）クラスの諸官僚が特に中書門下の議事に参与していく場合があり、その際には参知政事・政堂文学・知門下省事など、各官僚の資序に応じた宰臣待遇の職名を兼帯する。そこで中書門下の宰相（宰臣）は、広義には通常五員前後をその員額としていたものらしい。<sup>⑥</sup>

他方、樞密院の宰相（樞密）とは、本来宮中における機密顧問官を意味するが、これには主に僕射（正二品）、尚書（正三品）、卿監（従三品）クラスの諸官僚が任命され、その際には判樞密院事・樞密院使・知樞密院事・同知樞密院事・樞密院副使・簽書樞密院事など、各官僚の資序に応じた機密顧問官としての職名を兼帯する。その員額については不明の点も多いが、少なくとも上記の儀礼史料に関する限り、狹義の宰臣三員に對座すべき樞密院の宰相は、その儀礼における視覚的効果からいって——さらには実際の任官事例に即して見ても——通常三員前後をその員額としていたものではあるまいか。<sup>⑦</sup>

中書門下の宰相（宰臣）と樞密院の宰相（樞密）と、これら大略八員前後の官僚貴族こそ、高麗国における意思決定の構

造の、その核心部分として位置づけておくことができよう。

① 『高麗史』卷十二、睿宗世家、即位年冬十二月壬申条。以下『高麗史』睿宗世家を典拠とする単なる事実認識の問題に関しては、その史料の提示を省略する。

② 「肅宗の誓疏」に関しては『高麗史』に次のようなその逸文が見えている。「王發憤、告天地神明、願借陰扶、掃蕩賊境、仍許其地創仏宇」(『高麗史』卷九十六、尹璣伝)。「故我聖考、憤然誓曰『今若掃蕩醜類、即於賊境、築設城堡、創寺宇、恢張佛法』」(『高麗史』卷十三、睿宗世家、四年夏五月癸丑条、宣旨)。いずれも断片的な文意ではあるが、能く甲申の役に苦杯を督めさせられた肅宗の胸中を伝えてくれているものといえよう。

③ 「坎の既済に之く」の易断に関しては、『周易』坎卦の卦辞に「習坎。有孚。維心亨。行有尚」と見えており、また既済の卦辞には「既済。小亨。利貞。初吉終乱」と見えている。甲申の役における二度の敗績は、まさしく重なる險難(習坎)ともいうべきものであったが、誠実に行動すれば功績もあがり(行有尚)、曷愼旬の制圧は完成(既済)に至るであろうといった心か。この際「初吉終乱」と見えているのはやや気掛かりな所であるが、いずれ行動を促すべき易断であることには間違いない。

④ 三年の喪(父母の喪)に関しては、十三月に一周忌の祭礼(小祥)

## 二 宰臣・枢密 (2)

ところで、前節における宰臣・枢密の存在は、なるほど国政上の重要案件に際しては、国王の召集を受けて一種の顧問会議を構成し、共に一体的な機能を果たしているとはいえず、そもそもは中書門下・枢密院という二つの別個の政策擬定機

を行い、二十五月に三周忌の祭礼(大祥)を行い、二十七月に除服の祭礼(禫)を行って、翌月からは平常の礼に復するものと言われている(『儀礼』士虞礼)。肅宗十年冬十月初二日(丙寅)に薨去した肅宗の場合には、睿宗元年冬十月が一周忌の祭礼(小祥)、二年冬十月が三周忌の祭礼(大祥)、また閏十月を隔てて十一月が除服の祭礼(禫)の祭月に当たっており、十二月初一日における曷愼旬侵攻作戦の発令は、正しくこの二十七月の満了を期してのものであったといえよう。

⑤ 宋制、平章事は兩省侍郎のいずれかの官銜を兼帯する。『宋会要輯稿』職官一、中書門下、真宗・咸平五年十二月条「旧制、三師・三公・左右僕射・平章事、並兼兩省侍郎」

⑥ 睿宗即位年当時の宰臣は以下の通り(『高麗史』睿宗世家に拠る)。魏繼廷(門下侍中)、崔弘嗣(門下侍郎・同平章事)、李顔(門下侍郎・同平章事)、尹璣(中書侍郎・同平章事)、任懿(尚書左僕射・參知政事)、鄭文(政堂文學)。

⑦ 睿宗即位年当時の枢密は以下の通り(『高麗史』睿宗世家に拠る)。王殿(吏部尚書・枢密院使)、吳延龍(知枢密院事)。なお高麗後期の成語として、宰臣・枢密の員額はしばしば「五宰七枢」といわれるが(『高麗史』卷一百十八、趙浚伝)、これは高麗前期には該当しない。

関を構成しているわけであるから、より日常的・一般的な政務のレベルにおいては——従って史料としては形に残りにくいレベルにおいては——本来的におのおの別個の諸機能を果たしていったはずである。その点、邊太燮氏、周藤吉之氏等、宰臣・枢密に関する諸先学の従来の研究成果にも、その機能論的な分析においてはやや不足するところがあったものではあるまいか。そこで本稿の議論の出発点をなすこれらの宰臣・枢密に関しては、諸先学の研究成果とは別個に、これを国王の命令体系における位置づけという観点から改めて整理分析をしておきたい。

そもそも中国唐制を継受した高麗国においては、国王の命令文書の形態として、「制・敕・冊」という大別三つの形式があり、これらを総称して「詔」ともいう。<sup>③</sup>このうち冊書の形態は、王太后・王妃・王太子の任命などに用いる多分に儀礼的な命令形態であるので、これはしばらく度外視するとして、その他の行政命令一般は、通常「制・敕」というこの命令文書の形態を取るものといえよう。

これらの制敕の発令が、中書省の起草、門下省の審議を経てはじめて付外施行されることは、もとより唐制の根幹をなす極めて常識的な事柄に属するが、念のためこれを高麗前期の史料に即して検討しておく、例えば『東文選』（卷二十五、制誥）所載の崔惟清「金富僧罷相判秘書省事」など、高麗前期の官僚任免辞令（制誥）には、多く「門下よ、云々」という冒頭の定式文言を見出すことが確認できる。これは当時知制誥の職を兼帯して中書舎人の職掌を代行していた崔惟清などが、その中書省の職掌において国王の命令文書を起草したものであって、その国王の命令は直接には門下省にあてて発令され、その門下省の審議を経てはじめて付外施行されるという、その間の事情を形式的ながらも物語ってくれているわけである。<sup>④</sup>

もう一つ、国王の命令文書の形態としては、各級執行機関からの上奏文に対して単に同意を与えるだけの、いわば間接命令の形態が想定され、これは唐制のいわゆる奏抄に相当するが、これについては例えば次のような史料がその参考となる。

(睿宗元年春正月初五日) 戊戌。礼部奏すらく「兩界・三京・三都護・八牧は、元正・冬至及び至元節(王太后柳氏の誕日)に当たる毎に、坤正殿に表賀し、以て恒式と為さん」と。制して可とす(『高麗史』卷十二、睿宗世家)。

右のように国王の同意を得た各級執行機関からの上奏文は——その行政能率の観点から言って——改めて制敕という正規の命令文書を起草するまでもなく、国王の同意が得られた旨を注記してそのままに付外施行されていくものと思われるが、その際、唐制の奏抄の原理から言うと、君主の同意を得たこの種の間接命令事項もまた、一旦は門下省の審議を経て覆奏され、その君主の確認を得た者は、別に門下省において一通を抄写し、侍中が「制可」と注記してこれを付外施行するものといわれている<sup>④</sup>。

中国では魏晋以降、君主の正規の命令はすべて門下省を経由して発令するシステムとなっていたが、そうした門下省の職掌の、その命令伝達機関としての核心は——少なくともその理念上——高麗国の門下省においても確かに継承されているものといえよう。

では、この門下省を経由する国王の正規の命令体系に対し、中書門下の宰相(宰臣)は一体どのような関係に位置づけられていたものであろうか。次の三つの史料を対比して、その政策決定の一連の流れを模式化してみよう。

(靖宗八年春三月初五日) 戊申。(a)尚書礼部奏すらく「今四月、当に禘禘を行うべし。而れども二十一日、將に王后冊封の礼を行わんとす。其の禘禘は、請うらくは撰事を行われよ」と。(b)内史門下奏すらく「禘禘は固より定期有り。冊封は自ずから宜しきに從うべし。請うらくは先に禘禘を行われよ」と。(c)これに從う(『高麗史』卷六十一、礼志三、吉礼、諸廟)。

(明宗十四年春二月) 壬戌。卒哭。(a)礼官奏すらく「仁睿太后の喪制を按ずるに、……今太后の喪も、亦た此の制に依られよ」と。(b)中書省駁議すらく「王后の喪制は、宜しく国王と同じかるべからず」と。(c)王曰わく、……(『高麗史』卷六十四、礼志六、凶礼、國恤)。

(明宗十四年秋十一月) 己亥。……(a)初め、礼官奏すらく「仲冬は乃ち王太后の忌日なり。請うらくは孟冬において八閏会を行わ



れよ」と。(b)王以て相府に問う。参知政事文克謙曰わく「……礼官の奏する所は許すべからず」と。(c)これに従う(同右)。

右の「内史門下」とは、文宗十五年(一〇六一)における官制改革以前の中書門下の旧称を意味するが、その他の「中書省」「相府」などに関しても、これが中書門下に相当することはその文脈から言って明らかであろう。一体が高麗後期の史料においては、中書門下の略称としての中書概念と、三省の一としての中書省概念とがしばしば混同して用いられていることには特に注意しておかなければならないが、それはともかくとして、ここに上記の政策決定の流れを模式化してみると、まず(a)各級執行機関からの上奏文、その他何らかの契機によって国政上の意思決定を迫られた国王が、(b)一旦これを中書門下に差し下し、(c)その擬定をまっしてはじめて最高意思の決定に臨んでいく……という流れを模式化しておくことができる。

こうして導かれていった国王一個人における意思決定は、正規には改めて中書省・門下省を経由して、そこではじめて付外施行されなければならないが、その際、中書省・門下省の長官(門下侍中・門下侍郎・中書侍郎)は、既にその意思決定の未発の段階においてこれに参与しているわけであるから、両省の通過そのものは、宰臣の権限が増大すればするほどそれに反比例して形骸化していく傾向がある。中国唐宋の官制においては中書門下の権力が旧来の三省制度を破壊しつつ発達し、中書省の職掌は舍人院として中書門下に從属、門下省の職掌はほぼ形骸化して中書門下から直接に君主の命令(敕)が付外施行されるに至ったが、一方、高麗国における中書門下の存在も——もとより宋制と比較すれば極めて未発達な一個の諮問会議体にしか過ぎないとはいえ——その先審機能ないし擬定機関としての性格を強めていく分、三省制度そのものは多分に形骸化していく傾向があったのではないかと思う。高麗事元期に至っては、この中書門下が僉議府として改組され、三省制度そのものは直接には廃止されるに至るのだが、ともかくも国王の正規の行政意思——いわゆる制敕の発令——に際しては、中書門下の宰相(宰臣)が、理念上常にその意思決定の参与者として位置づけられていることだけは間違いない。

一方、樞密院の宰相は、これとは別個の命令体系において位置づけられている。

本國の法、王命を出納するに、内に中貴（宦官）三四人有り、これを辞と謂う。外に近臣四人有り、これを承宣と謂う（『高麗史』卷一百二十五、姦臣、吳潛伝）。

國制、知申事（旧称知奏事）一人、承宣四人、位皆三品を過ぎず、更日に入直し、報平（報平庁）に執礼す。王命を出納し、片言と雖も敢て自らは発せず。是を龍喉と謂い、また内相と謂う（『高麗史』卷四十三、恭愍王世家、二十年秋七月己卯条、羅州牧使李進修上疏）。

右の知奏事・承宣とは、樞密院に所在する國王直属の機密秘書官を意味するが、その國王からの命令は、まず宮中の宦官を経てこの樞密院承宣房（知奏事・承宣）へと伝達され、これを經由してはじめて各級執行機関へと伝達されていくというのである。

唐代宗永泰中、内樞密使を置き、始めて宦者を以てこれと為す。……其の職掌は、ただ表奏を承受して内中において進呈し、若し人主に処分する所有れば、即ち中書門下に宣付して施行せしむるのみ（『文献通考』卷五十八、職官考十二、樞密院）。

右の唐制における樞密院の原初的なあり方を見ると——宦官による職掌という決定的な相違点こそ存在するものの——その命令伝達機関としての核心においては、高麗國の承宣房（知奏事・承宣）が、これと本質的には同様の存在であることが確認できよう。

ここで問題となるのは、旧来の正規の命令伝達機関である門下省と、この承宣房（知奏事・承宣）との関係であるが、この点、承宣房（知奏事・承宣）の職掌を表す一種の定形表現として、上記史料のいずれにおいても「出納王命」というこの文言が用いられていることは、三省制度の変容とも関連して、ある重要な問題を提起してくれているものであるらしい。

帝曰わく「龍よ。……汝を命じて納言となす。夙夜に朕が命を出納すること尤を惟てせよ」と（『尚書』舜典）。

右の「出納王命」「出納惟允」などといった文言は、經書に基づく一種の定形表現として、中国では魏晉以降、主に門下

省の職掌を表す際に用いられてきた文言である。例えば唐朝六典の制度においても、侍中の職は「出納帝命」を掌るものとして規定され、その旧称を「納言」などともいったことが見出されよう。<sup>⑨</sup>ところが高麗国においては、これが承宣房（知奏事・承宣）の職掌を表すそれとして完全に移行・定着しているというのであるから、その文言に対応する命令伝達機関としての実質もまた、高麗国においては既に門下省より承宣房へと移行・定着しているものと理解しておくことが妥当であろう。承宣房を経由する国王の命令は、正規には改めて門下省を経由して、そこではじめて付外施行されなければならないが、既に変容しつつある三省制度の下においては、いずれ門下省の存在が形骸化していく傾向は争われぬ。

このように国王における発令・伝達のシステムが、門下省・承宣房という二つの機関に重層分化していったとすれば、門下省を経由する国王の正規の行政意思——いわゆる制敕の発令——とは別個に、専ら承宣房のみを経由して直接に付外施行されていく一種の略式命令の形態が生じていったとしても、それは行政効率上、極めて当然の成り行きであると言わなければならない。

（文宗七年秋八月初一日）丁酉。御史上言すらく「尚書工部の奉制に准るに『羅城の東南隅の高岸は、都邑の虚欠を補う所以なり。今、川漑の為に襄壞せらる。宜しく彼夫三四千を徴して修防すべし』といえり。当司勘会するに、其の岸の傍辺は皆是れ田疇なり。恐らくは禾稼を損なわん。請うらくは収獲を待たれよ」と。これに従う（『高麗史』卷七、文宗世家）。

（文宗三十五年冬十二月十一日）癸亥。知太史局事梁冠公、奏すらく「奉宣に『来る壬戌年（一〇八二）の暦日を勸進せよ』といえり。並びに疑誤なし。ただ臘日は、……請うらくは有司に委して詳定せしめ、然る後施行せられよ」と。制して可とす（『高麗史』卷九、文宗世家）。

右の国王の命令の内、まず尚書工部の奏制は——その制という名称なり、その内容の重要性なりから言って——中書門下ないし門下省を経由する国王の正規の命令体系によって処理されていたものと想定され、一方、太史局の奉宣は——その宣という名称なり、その内容の日常性なりから言って——承宣房（知奏事・承宣）のみを経由する国王の略式の命令体系

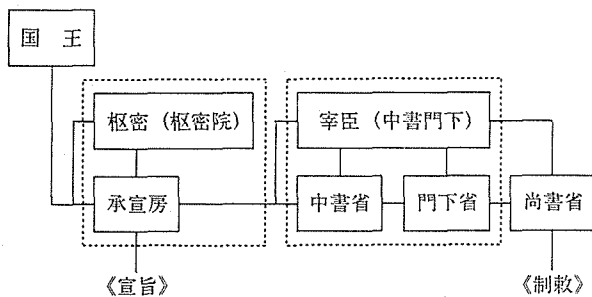
によって処理されていったものと想定し得る。宣とはもともと口宣の意——王命を口頭で伝達するということ——であるのだが、転じて伝達される王命自体のことも、制敕として定式化される以外のものは総じて宣と呼ばれていくのであろう。中国唐宋の官制では、この種の宣による発令が、略式命令としての機速・急速性を便宜として軍事命令において多用され、延いてはこの宣を伝達する枢密院が一大軍政機関としての成長発展を遂げるまでに至るのだが、一方、高麗国の官制においても——必ずしも枢密院が軍政機関としての分化発展を示しているというわけではないが——国王の個人的意思の発現としての宣（宣旨）の命令形態は多用化される傾向があった。

（睿宗四年夏五月初九日）癸丑。王將に肆赦せんとし、宰樞を召して議せしむ。崔弘嗣以て不可と為す。王曰わく「……國家の急、まさに今日に在り。肆赦して以て衆心を安んぜん」と欲するに、卿独り何の心ありてか以て不可と為すや」と。宰樞皆慚懼して退く。乃ち宣旨を下して曰わく、……『高麗史』卷十三、睿宗世家）。

旧制、凡そ命令徴求には必ず宣旨を下す（『高麗史』卷一百二十三、嬖幸、李汾禮伝附、李栢伝）。

右の内、まず恩赦の発令に関しては、本来制書による発令事項に属するが、ここでは国王と宰臣・枢密との協議が不調和に終わったことを受けて、敢えて制書の形式を取らず、略式命令としての宣旨の形式を選んだものであろうし、一方、命令徴求に関しては、田税・貢賦という本来の制度的・永続的な取関係とはあくまでも別個の非制度的・臨時的な命令にしか過ぎないという意図から、ここでもあえて制敕の形式を取らず、国王の個人的意思の発現としての宣旨の形式を選んだものであろう。北宋では元豊の官制改革により三省の制度が再建され、君主の命令はすべて門下省を経由するという原則が再確認されるに至ったが、それでも枢密院を経由する命令は、事実上門下省の審議をまたずに施行されることが次第に多くなっていったという<sup>⑬</sup>。ここにも軍政ないし君主専制というものの持つひとつの一般的趨勢を見出すことができようか。

では、この承宣房（知奏事・承宣）を経由する国王の略式の命令体系に対し、枢密院の宰相（樞密）は一体どのような関



図一 制敕宣旨概念図

係に位置づけられていたものであろうか。高麗後期の史料を見ると、ままた枢密院の宰相の閑職化の傾向を示唆する記述が見えており、例えば明宗朝の権臣宋有仁は、「枢密は侍従の官であるから長らく在任していても利点がない。尚書省にこそ在任すべきだ」と考え、内官に賄賂を送って枢密から尚書僕射に遷官したといわれるし、また高宗朝の功臣柳璈は、承宣から簽書枢密院事に遷官することによって、その実、機密秘書官としての政治権力を剝奪されたなどともいわれている。この場合枢密院の宰相は、単に中書門下の宰相に対する副次的な拡大諮問要員としてののみ位置づけられ、承宣房(知奏事・

承宣)を経由する国王の略式の命令体系に対しては、直接の参与を行ってはいなかったということになる。枢密院の後身に当たる朝鮮国の中枢府は、もはや司存の職掌を持たない一個の名譽待遇職にしか過ぎないが、こうした傾向は確かに高麗後期の枢密院においても見出すことができるようである。とはいえ承宣房(知奏事・承宣)の官制が、仮にも枢密院の下位機関として位置づけられているものであってみれば、その上官に当たる枢密院の宰相が、初めからこれに何の参与もしていなかったものとは考えにくい。⑬ 思うに武臣政権の成立以降、枢密院の宰相は、多く政策立案の能力に劣る武臣官僚によって占められるに至り、その員額も三員から七員へと肥大化していった傾向が認められる。枢密院の宰相(枢密)の閑職化、及びそれに反比例しての承宣房(知奏事・承宣)の要職化といった傾向は、こうした高麗後期における一種の後次的形態にしか過ぎないとすれば、高麗前期における枢密院の宰相に関しては、やはりその司存の職掌に立脚した一個の政策擬定機関としての諸機能を想定しておくことの方が妥当であろう。あたかも中書門下の宰相が、制敕の発令に際してその未発の段階で国王の意思決定に参与していくのと同様に、枢密院の宰相もまた、宣(宣旨)の発令に

際してその未発の段階で国王の意思決定に参与していったものではあるまいか(図一参照)。

中書門下の宰相(宰臣)と枢密院の宰相(樞密)と、それぞれ別個の命令体系に立脚した二つの会議体が、国王の召集をまわって一個の顧問會議として会同するとき、前節における宰相顧問會議の存在は、そこにはじめて成立していくのである。

① 邊太燮『高麗政治制度史研究』(一九七一年、ソウル、一潮閣)。周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』(一九八〇年、東京、法政大学出版局)。同『宋・高麗制度史研究』(一九九二年、東京、汲古書院)。

② 漢代以来、天子の命令文書には冊書・制書・詔書・敕救という四つの形態があり、これらを総称して詔ともよんでいたが、唐朝天授元年には詔を避けて詔を制に改めたという(『大唐六典』中書省)。そこで唐朝における天子の命令文書の形態は大別して制・敕・冊の三つに分類されている(『大唐六典』尚書都省)。一方、高麗国においては、その国初の成宗五年(九八六)に天子の礼を避けて諸侯の礼を執り、詔を教に改めたというが、『高麗史』成宗世家)、その後の事大關係の変遷により、顯宗朝前後からは再び天子の礼を犯して制詔の呼称を用いている。

③ 高麗前期の制詔に関しては、既に周藤吉之氏による先駆的な研究があり、そこにこの崔惟清の事例も紹介されている(周藤吉之「高麗初期の翰林院と詔院——宋の翰林学士・知制詔との関連において——」『高麗朝官僚制の研究』所収)。なお、仁井田陞『唐令拾遺』公式令第二十一、制書式、制授告身式なども参照のこと。

④ 同右、奏抄式、奏授告身式。

⑤ 『資治通鑑』卷一百五十五、梁紀十一、武帝中大通三年、胡註「魏晋以来、出命皆由門下省。故其發端、必曰敕門下」

⑥ 『宋会要輯稿』職官一、三省、神宗正史職官志「中書門下、在朝堂西、榜曰中書、為宰相治事之所。印文行敕、曰中書門下。」なお、高

麗国における中書門下の稱謂は、この他『高麗史』肅宗世家(七年春三月庚辰条)、睿宗世家(十一年夏四月辛未条、選舉志(科目、仁宗十四年八月条))などにも見えている。

⑦ 『宋会要輯稿』職官一、三省、中書門下などを参照のこと。

⑧ 『高麗史』百官志にはこの中書門下と中書省・門下省との關係が的確には把握されていないが、これは一つには三省制度廃止以後の高麗最末期の知見から百官志が編纂されているためであろう。ちなみに宋制、舍人院は中書門下の制敕院内に所在したが、『宋会要輯稿』職官三、舍人院、高麗国にはこの舍人院に相当する官舎は無く、諸司知制詔は翰林院に宿直した(『高麗史』卷七、文宗世家、七年九月甲申条)。また宋制、諫院は中書省・門下省とは別個に官舎を設けたが、『宋会要輯稿』職官三、諫院、高麗国にはこれに相当する官舎は無く、兩省の郎官(省官)がそのいずれかに会同して諫諍の事を掌ったものと思われる。高麗国の省郎は人事行政において一定程度の拒否権を保有し(不署告身)、これはある意味では門下省の封駁の機能を代替するものであったが、但し後者は君主の行政意思をその未発の段階において規制するものであり、前者がこれを既発の段階において規制するのとは本質的には相違がある。

⑨ 『大唐六典』卷八、門下省、侍中。この他「王之喉舌」「喉舌之職」などといった文言も、『詩經』(大雅、蕩之什、丞民)に基づく一種の定形表現として、しばしば樞密院承宣房(知奏事・承宣)の職掌を表す際に用いられる。

⑩ 上級の文書を引用する際には「准る」といい、下級の文書を引用する際には「拠る」という。

⑪ 宋制、中書門下を経由する命令を敕といい、樞密院を経由する命令を宣という。沈括『夢溪筆談』巻一、故事「晚唐、樞密使、自禁中受旨、出付中書、即謂之宣。……至後唐莊宗、復樞密使、以郭崇韜・安重誨為之、始分頒政事、不関中書、直行下者、謂之宣。如中書之敕也。」但し高麗国においては、この中書と樞密院の「分頒政事」の体制が必ずしも明確には確立していない。

⑫ 『高麗史』巻六十八、礼志十、嘉礼、儀鳳門宣敕書儀、参照。ちなみに宋制でも敕文・德音には制書を用いる。『宋会要輯稿』職官三、中書省、神宗正史職官志「頒敕、降德音、命尚書左右僕射、開府儀同三司・節度使、則用制。」

⑬ 『宋会要輯稿』職官一、三省、徽宗・宣和四年八月二十日条、参照。  
⑭ 『高麗史節要』巻十二、明宗八年十一月（『高麗史』鄭仲夫伝附、宋有仁伝）

門下侍中鄭仲夫、致仕。以宋有仁為門下侍郎平章事。初仲夫為冢宰、居中書省（中書門下の訛）。有仁以親嫌、未登相位。在樞密累年、以為「樞密侍從官、久処無益、唯尚書省可也。」潜托内人

### 三 侍臣四品以上

前節までに曷懶甸 (Halan 甸) 侵攻の経緯を概括した私たちは、次に曷懶甸撤退の経緯を概括し、そこから浮かび上がってくる高麗国の意思決定の構造を模式化してみよう。

睿宗四年（一一〇九）夏五月二十一日（乙丑）、三たび総司令官（東界行營兵馬元帥）に任命されて吉州城の増援へと向かった尹瓘は、定州行營より吉州城へと向かうその途次に東女真の請和の使者と折衝し、その予備的折衝の成果として、同六

以奏、即拜尚書僕射。及仲夫致仕、乃拜平章事。

⑮ 『高麗史』巻一百五、柳墩伝（『節要』高宗四十五年十一月）

墩多置甲第、權勢日熾、門庭如市。承俊・林衍等諸功臣忌之、譴于俊、諷王。王欲奪其權、罷墩承宣、除簽書樞密院事。

⑯ 宋制、樞密院の事務局を樞密院承旨司というが、高麗前期においてはこれに相当する称谓が確認されず、その意味では本稿にいわゆる承宣房もひとつの仮称にしか過ぎない。従って史料に樞密院という場合、それが実質的には樞密院の宰相（樞密）を意味するものか、樞密院承宣房（知奏事・承宣）を意味するものかは俄には判断し難い。樞密院の関連史料は周藤吉之氏の研究にも網羅されているが、依然、樞密院内部の権力関係については不明な点が多いようである。周藤吉之「高麗初期の中樞院、後の樞密院の成立とその構成——唐宋・五代・宋初の樞密院との関連に於いて——」（『宋・高麗制度史研究』所収）。  
⑰ 本節に論じた三省制度の変容は、一義的には中国唐宋の歴史過程において現出していたものであって、高麗国の官制が実地にこの変質過程を経ているというのではない。中国唐宋の官制を、高麗国はその変質の位相において継受しており、本節はその変質の位相を理論的次元において整理分析したものである。

月二十六日（己亥）には東女真の首長慶弗・史頭らの来朝が実現した。ここに九城の役は講和の段階へと移ったが、これより先、同一二十三日（丙申）には、高麗国においても各種の官僚貴族を召集した一種の予備的諮問会議が開催されている。東女真の使節を迎えるに当たっては、当然九城の地の返還の要請が行われることは目に見えていたが、仮にもその要請を受け入れるとすれば、それは事実上当初の戦争目的そのものをも自己否定することに他ならない。国王のそのような重大な意思決定に際しては、曷懶旬侵攻に際してのような単なる宰臣・樞密の協賛の意思に立脚するのみならず、より広い基盤に立脚した意思決定のあり方が新たに要求されていかなければならないが、その際、国王における意思決定の過程に最も近い存在として、宰臣・樞密（宰枢）の次に位置づけるべき存在とは——あらかじめ結論から先に述べてしまおうことをお許し頂きたい——高麗国の官僚貴族層においても、特に「侍臣」と呼ばれる存在がそれであった。

そもそも前近代社会における専制君主一般の場合と同様に、高麗国王もまた、その君主としての尊嚴を保つ必要上、官僚貴族一般から自らの存在を隔絶し、宮城への他者の出入を制限することによってその空間構造を身分秩序的に分節しているが、この事をもっとわかりやすく具体的にいうと、例えば、官品五品以上の一般の官僚貴族——唐制のいわゆる常参官<sup>①</sup>——は、正衙大觀殿（旧称乾德殿）における常例の朝会（常参）のために毎日参内する以外には、国王の召命をまたずのみだりに宮城内に出入することが許されていないのに対し、官品六品以下・九品以上、および有祿諸權務の一般の官僚貴族——常参官に対するいわゆる未常参官<sup>②</sup>——は、元正・冬至・節日の朝賀、及び毎月三回の大朝賀など、特別の儀礼のために宮城内に出入する際にすら、そもそも正衙大觀殿の殿門外において遙かに国王に拝礼することしか許されていないのである。ところがこのようにして尊卑の差等を峻別すれば、かえって国王と官僚貴族一般との間に意思の疎通を損なう恐れが生じよう。そこで高麗国における官僚貴族一般の内、特に国王の選任を受けたある種のエリート官僚には、常時に宮城内に出入して国王の顧問応対に備えることをその職掌としているものが存在するが、この種のエリート官僚の存在を、その文字通りの意義において「侍臣」と呼ぶ。



中国唐朝の官制では、この種の侍臣の概念を、語義としては同様の供奉官という概念で規定し、これを「侍中、中書令、左右散騎常侍、黃門・中書侍郎、諫議大夫、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、通事舍人、左右補闕・拾遺、御史大夫、御史中丞、侍御史、殿中侍御史」の、要するに門下・中書兩省官および御史台官と規定しているが、一方、高麗国における侍臣の概念も、基本的にはこの種の唐制の規定を継受しているものであるらしい。

諸館殿学士。廢置沿革未詳。率ね皆文臣の才学有る者を選んで入衙兼帶せしめ、以て侍從に備う。……神宗二年、凡そ学士の職を帶ぶる者は、並びに侍臣の列に參するを許す。旧制、学士を帶ぶると雖も、台諫・知制誥に非ずんば、則ち侍從に与かるを得ず。是に至って中書奏してこれを改む（『高麗史』卷七十六、百官志一、諸館殿学士）。

右の神宗二年（一一九九）における官制改革以降、諸館殿学士——ここでは翰林学士・宝文閣学士以外のいわゆる雜学士を指している——もまた侍臣の列に加わることが許されるようになったというが、このことは逆にいうと、旧来、台諫・知制誥であることこそが侍臣の列に加わるための必須の条件と看做されていたことを意味しよう。

このうちいわゆる台諫とは、門下・中書兩省官および御史台官——高麗国ではこれを台省といい、また台諫という——を意味するが、これは大略唐制供奉官の概念と相覆っている存在と評してよい。一方、知制誥とは他司にあつて中書舍人の職掌を代行しているものごとを意味するが、その中書舍人が本来侍臣の列に加わる存在である以上、知制誥もまたこれに類比して侍臣の列に加わっていくのが当然である。その他、知制誥の内でも特に優れた人材には、翰林学士・宝文閣学士などの館職を加えることによって、近い将来における宰臣・樞密への昇進の資とする慣例があるが、これもまた知制誥に類比して侍臣の列に加わっていくのが当然であろう。<sup>⑤</sup>

結局高麗国における侍臣の概念は、広義には門下・中書兩省官、御史台官および諸司知制誥・翰林学士・宝文閣学士などを意味するが、但しその侍臣の概念には、さらにある分節構造線を境とした上下の分が認められる。

（文宗即位年冬十二月）丙午朔。百官、乾徳殿に詣り、成平節を賀す。宰樞・給舍中丞以上侍臣を宣政殿に宴す。成平節は王の生

日なり(『高麗史』卷七、文宗世家)。

(睿宗十一年秋七月三十日)辛酉。宣政殿に御し、宰相・給舎中丞以上侍臣を召して親しく辺事を訪う。又、台省諸侍臣及び(都兵馬判官を乾徳殿に召し、伝宣して訪問す(『高麗史』卷十四、睿宗世家)。

右の給舎中丞以上侍臣とは、門下・中書両省の給事中・中書舍人(給舎)、及び御史台の御史中丞の、要するに官品四品以上の侍臣を意味するが、これら官品四品以上の侍臣には、その礼制上、宰臣・樞密に準じる諸待遇が与えられている点に、まずは着目しておいて頂きたい。『高麗史』睿宗世家の記述には、しばしば国王が「諸王・宰相・侍臣」を宴した旨の記述が見えているが、<sup>⑦</sup>そうした場合の侍臣とは——上記史料との比較検討から言って——侍臣四品以上を意味するその狭義の用法でなければならぬはずである。

同様の論点は、これを各種の儀礼史料に即しても確認できる。

『仲冬八閏会儀』閣門、おのおの太子・公侯伯・樞密を引いて升階し、侍臣これに随う。左右執礼官、太子・公侯伯を承引して殿上の位に就き、樞密及び侍臣給舎中丞・正四品知制誥及び待制以上は、上階の位に就く。其の中階に在る者は、並びに左右に分かち、北を以て上と為して位に就きて立つ(『高麗史』卷六十九、礼志十一、嘉礼雜儀)。

『百官公服』凡そ帯は、……文武三品及び侍臣給舎中丞以上は班犀・金塗銀。文武四品以下・常参官は、金塗銀犀(『高麗史』卷七十二、輿服志)。

右においても侍臣四品以上——但し知制誥については正四品以上——の存在は、礼制上樞密院の宰相に準じる待遇を受けており、また公服については文武三品以上に準じる待遇を受けていることが確認できよう。

侍臣(内朝官)の場合、国王に侍従するその依存的權威に由来して、官品体系における位置づけそのものが一般官僚(外朝官)よりも実質的に上昇していく傾向があり、この点には特に注意しておかなければならないが、それはともかくとして、侍臣四品以上——狭義の侍臣——の存在が、宰相・樞密、及び文武三品以上に準じる存在として位置づけられている

表一 侍臣一覧表

正一品				
従一品	門下侍中			
正二品	門下・中書侍郎			
従二品				
正三品	左右散騎常侍	御史大夫	知制誥（尚書）	翰林学士
従三品	（直門下省）	（知御史台事）	知制誥（卿監）	宝文閣学士
正四品	（左右諫議大夫）		知制誥（侍郎）	侍講・侍読
従四品	給事中・中書舎人	御史中丞	知制誥（少卿監）	直学士・侍制
正五品	知制誥（郎中）			
従五品	起居郎・起居舎人	侍御史	知制誥	
正六品	左右補闕〔司諫〕	殿中侍御史	知制誥（員外郎）	
従六品	左右拾遺〔正言〕	監察御史		直宝文閣
	〔門下・中書兩省〕	〔御史台〕	〔諸司知制誥〕	〔翰林院・宝文閣〕

ということを、まずは本節における予備的考察として確認しておく（表一参照）。

では本節冒頭に紹介した睿宗二年（一一〇九）夏六月二十三日（丙申）における九城返還の予備的諮問会議の構成において、いわゆる侍臣の存在は、一体どのような位置づけを与えられているものであろうか。

（睿宗四年夏六月二十三日）丙申。宰相・台諫・六部を召して九城を還さんことを議す。平章事崔弘嗣等二十八人、皆な可と曰う。礼部郎中朴昇中、戸部郎中韓相は不可と曰う（『高麗史』卷十三、睿宗世家）。

右の予備的諮問会議の構成においては、なるほど侍臣という文言そのものは直接には現れていないが、その「台諫・六部」の存在は、実質的には侍臣の概念と相覆っているものと評してよい。なぜと云って、台諫が侍臣の概念と相覆っていることはもはや論じるまでもないし、残る六部の存在に関しても、およそ将来宰相・枢密への昇進を嚮望されているほどの文臣エリート官僚であれば、その多くは知制誥の職名を兼帯し、その事によって事実上侍臣に準じる諸待遇を受けていくことが通例となっているからである。

むしろ問題となるのは、こうした侍臣（台諫・六部）の存在が、その広狭いずれの範疇において召集されているのかということであるが、これは宰相・枢密（宰相）とともに召集されている点を勘案して、一義

的にはその侍臣四品以上の存在を意味しているものと想定しておくことが妥当であろう。

試みにこの「宰相・台諫・六部」ないし「宰相・侍臣」の存在を、その員額の面から整理してみると、その四品以上の存在はおおむね次の通りとなる。

宰相：宰臣（五員）、樞密（三員）、（計八員）

台諫：台官（三員）、諫官（七員）、（計十員）

六部：僕射・尚書（八員）、丞・侍郎（八員）、（計十六員）

右には一部、人的に重複しているところもあり——例えば尚書・参知政事は宰臣としても尚書としても数えられる——正確な数値の算出は期し難いが、それでもその延べ人数としての三十四員は、問題の予備的諮問会議の成員（三十員）とも、その概数としてはほぼ対応しているものといえよう。

もとより王権に従属する未分化・未確立のこの種の諮問会議の存在に、厳密な意味において議席定数といったものを想定することは、それ自体本質的には無意味な問題設定といわなければならないし、なにより礼部郎中朴昇中（正五品）、戸部郎中韓相（正五品）など、侍臣四品以上の範疇からは明らかに一等を下る存在が問題の会議に列席していることは、一見本節の所説とも明らかに矛盾しているように懸念されるが、この点については次節に改めて卑見を述べておくこととした。

① 『大唐六典』卷二、尚書吏部「常参官。（註）謂五品以上職事官、八品以上供奉官、員外郎、監察御史、太常博士。」

② 『統資治通鑑長編』卷二十二、太宗・太平興國六年九月丙午条「按、前代常参官、自一品以下、皆曰京官。其未常参、止曰未常参官。」

③ 『高麗史』卷六十七、嘉礼、元金儀「其日。……舍人、引文武四品以下・常参以上官、入殿庭位、参外文武九品以上・有祿諸權務・武班散員以上、分立殿門外。」

④ 『高麗史』卷六十七、嘉礼、一月三朝儀「前一日。……設文武群官位於殿庭南。……文武六品以下位於殿門外、如正至之儀。」

『高麗史』卷七十二、輿服志、百官朝服「綾宋朝祥定。凡正至節日朝賀、每朔三大朝賀等事、服之。」

④ 『大唐六典』卷二、尚書吏部「供奉官。（註）謂侍中、中書令、左右散騎常侍、黃門・中書侍郎、諫議大夫、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、左右補闕・拾遺、御史大夫、御史中丞、侍御史、殿中

侍御史。」

⑤ 門下・中書兩省官および御史台官を並称して「台省」ということは、たとえば後代朝鮮国における司諫院と司憲府とが、やはり「台省」と並称されていることによっても傍証できよう（『増補文獻備考』卷二百十九、職官考六、台省）。

⑥ 『高麗史』卷七十六、百官志一、芸文館「睿宗十一年。……諸知制誥、亦立本品行頭。（註）翰林院・宝文閣兼者、謂之内知制誥。他官兼者、謂之外知制誥。」なおこの内知制誥と外知制誥とを並称して兩制という。

#### 四 文武三品以上

前節、六月二十三日の予備的諮問会議の場において、宰臣・樞密および侍臣四品以上の協賛の意思を集約していった國王は、この段階において事実上、既に九城の地の返還の意思決定を行いつつあったものに違いない。とはいえ東女真の側の正式の返還要請をまたないうちは、単に体面上の問題としても、これを高麗国側から先取りして表明すべき謂われはないのである。

睿宗四年（一一〇九）夏六月二十六日（己亥）、東女真の首長曩弗・史頭らが来朝し、翌二十七日（庚子）に、國王が彼らに引見を賜ると、東女真の側からは果たして九城の地の返還の要請が行われた。これを受けた國王は、同七月初二日（乙巳）、新たに諮問會議を召集し、その協議の結果に基づいて、翌初三日（丙午）、ついに曷懶甸からの全面的な撤退を表明するに至るのだが、この間、七月初二日における拡大諮問會議の構成にこそ、高麗国における意思決定の構造が、その最も本質的な形をとって現れている。

（睿宗四年秋七月初二日）乙巳。「宰枢」及び「台省・諸司知制誥・侍臣」<sup>①</sup>「都兵馬判官以上」「文武三品以上」を宣政殿に会し、

⑦ 『高麗史』睿宗世家、三年春二月丙戌条「曲宴諸王・宰枢・近臣于寿春宮。」同四年春正月丁卯条「冊封弟帶方侯備。曲宴諸王・宰枢・侍從。」同四年春二月辛巳条「冊封弟大原侯備。曲宴諸王・宰枢・侍從于重光殿。」同十二年秋八月庚午条「宴諸王・兩府・侍臣于行宮。」以上の「近臣」「侍從」「侍臣」の概念は、いずれも実質的には侍臣四品以上の諸官僚を意味しているものと言えよう。

⑧ 待制（以上）とは、翰林院・宝文閣の学士・直学士・待制などの館職を兼帯しているものごとをいう。これによっても翰林院・宝文閣の諸臣が侍臣の範疇に該当することが傍証されよう。

九城を遷さんことの可否を宣問す。皆奏して可と曰う（『高麗史』卷十三、睿宗世家）。

右の拡大諮問會議の成員は、これを大別四つの範疇に分類して検討していくことができよう。

第一の範疇は、中書門下の宰相（宰臣）と枢密院の宰相（樞密）の、いわゆる「宰相」の範疇であるが、これについては既に第一節・第二節において検討した。

第二の範疇は、「台省・諸司知制誥・侍臣」の、要するに侍臣の範疇であるが、ここでも侍臣は狭義のそれ——侍臣四品以上——と解しておくことが妥当であろう。

第三の範疇は、「都兵馬判官以上」という、一種の参謀本部の参謀官の範疇であるが、これについては以下に若干の説明を補足しておかなければなるまい。

そもそも高麗国において方面司令官としての「兵馬使」の官制が確立した劃期は、国初、成宗八年（九八九）春三月にあると言われている。

兵馬使。成宗八年、東・西北面に置く。兵馬使一人、三品、玉帶紫襪、親しく斧鉞を授け、鎮に赴いて閩外を専制せしむ。知兵馬事一人、亦た三品。兵馬副使二人、四品。兵馬判官三人、五六品。兵馬録事四人。又、門下侍中・中書令・尚書令を以て判事と為し、京城に留まってこれを遙領せしむ（『高麗史』卷七十七、百官志二、外職）。

右のうち、出先の方面司令部に対して門下侍中・中書令・尚書令の、いわゆる三省の長官（の一人）が遙領の判事——現地赴任しない長官——に任命されるということは、要するに民政の最高機関である中書門下の宰臣（の一人）が、同時に軍令を統轄して一種の参謀本部を設立するという構想を意味しよう。この種の参謀本部の存在は、後に都兵馬使の官制となつて定着する。

都評議使。国初、都兵馬使と称す。文宗官制を定むるに、判事は侍中・平章事・参知政事・政堂文学・知門下省事を以てこれと為し、使は六樞密および職事三品以上を以てこれと為し、副使六人は、正四品以上・卿監・侍郎を以てこれと為し、判官六人は、少

卿以下を以てこれと為し、録事八人は甲科權務す。吏属に記事十二人、記官八人、書者四人、算士一人有り（『高麗史』百官志）。

右の都兵馬使（司）の官制において、その都兵馬判官以上という場合、侍中・平章事・參知政事・政堂文学・知門下省事の、要するに中書門下の宰相（の一人）が任命される判都兵馬事に關しては、人的構成として既に第一範疇の宰相に包括され、また判樞密院事・樞密院使・知樞密院事・同知樞密院事・樞密院副使・簽書樞密院事の、いわゆる六樞密、及び職事三品以上（の一人）が任命される都兵馬使に關しても、同じく宰相もしくは文武三品以上の第四範疇（後述）に包括されていることが確認できる。さらに正四品以上・卿監・侍郎の六人が任命される兵馬副使に關しても、その機密參謀官としての職掌の重要性を勘案すると、實質的には台諫・知制誥の職名を兼帯した、いわゆる侍臣四品以上の存在がその大半を占めていたものではあるまいか。

以上のように想定していくと、いわゆる「都兵馬判官以上」の内、新規に會議に參與していくのは都兵馬判官（六員）のみとなるが、こうした都兵馬判官の存在は、それが少卿（從四品）以下の諸官僚に對して任命されていくというのであるから、他の一連の諸範疇——宰相・侍臣四品以上・文武三品以上——と比較して、明らかに一等を下る存在であることが確認できよう。

（睿宗十一年秋七月三十日）辛酉。宣政殿に御し、宰相・給舍中丞以上侍臣を召して親しく辺事を訪う。又、台省諸侍臣及び（都）兵馬判官を乾德殿に召し、伝宣して訪問す（『高麗史』卷十四、睿宗世家、再出）。

右の諮問會議の場合にも、宰相・侍臣四品以上は内朝（宣政殿）において国王の直接の諮問に參與していくのに対し、それ以下の諸侍臣や（都）兵馬判官の存在は外朝（乾德殿）において国王の間接の諮問にしか參與することが許されてはいない。

問題の拡大諮問會議における都兵馬判官の列席は、その意味ではあくまでも軍事決定上の特殊例としてのみ理解しなければならぬが、そういえば前節六月二十三日の予備的諮問會議の場合にも、宰相および侍臣四品以上の他官からは明らか

表二 文武三品以上一覽表

〔文班〕				
正一品				
従一品				
正二品	尚書左僕射	尚書右僕射		
従二品				
正三品	吏部尚書	戸部尚書	礼部尚書	
	兵部尚書	刑部尚書	工部尚書	
従三品	国子祭酒	秘書監	殿中監	礼賓卿
	衛尉卿	太府卿	太僕卿	司宰卿
〔武班〕				
正一品				
従一品				
正二品				
従二品				
正三品	鷹揚軍上將軍	龍虎軍上將軍	左右衛上將軍	神虎衛上將軍
	興威衛上將軍	金吾衛上將軍	千牛衛上將軍	監門衛上將軍
従三品	鷹揚軍大將軍	龍虎軍大將軍	左右衛大將軍	神虎衛大將軍
	興威衛大將軍	金吾衛大將軍	千牛衛大將軍	監門衛大將軍

かに一等を下る礼部郎中朴昇中(正五品)、戸部郎中韓相(正五品)などが会議の席に参列し、しかもその二人のみが九城返還に對して反對の意見を具申しつたものであった。史料上主たる論拠は無いが、あるいはこの二人は都兵馬判官の一員として、一連の女真戦争における主戦論の一翼を担ってきた存在であつたのかもしれない。

第四の範疇は「文武三品以上」であるが、これについてはまず『高麗史』百官志などによって、その睿宗朝における文武両班の官制を確認してかかることから始めてみよう(表二参照)。

まず文班三品以上には、尚書都省および六部の長官(僕射・尚書)ならびに五寺三監の長官(卿監)など、唐制のいわゆる諸司長官<sup>②</sup>がずらりと並ぶ。このうち第一節に述べたように、僕射・尚書クラスの諸官僚の中には参知政事・政堂文学・知門下省事などの職名を兼帯して既に宰臣の列に加わっている者もあり、尚書・卿監クラスの諸官僚の中には六枢密の職名を兼帯して既に枢密の列に加わっている者もいる。さらには第三節に述べたように、尚書・卿監・侍郎クラスの諸官僚の中には台諫・知制誥の職名を兼帯して侍臣の列に加わって



る者も少なくはないはずであるから、これらの文班三品以上には、つとに政局の中心に位置しているものも数多い。しかしその反面の事実としては、この段階において特に侍臣の職名を兼帯することもなく、事実上宰臣・枢密への昇進の経路からは外れてしまった形となつて、そのまま史書の裏面へと消えていった多くの尚書・卿監の任官者もまた存在していたことであろう。通常政局の周縁に位置するそうした文班三品以上の存在もまた、この拡大諮問会議の段階においては国王の意思決定に対する直接の参与者として位置づけられていく。

一方武班三品以上には、上將軍（正三品）および大將軍（從三品）の、それぞれ二軍六衛の名譽司令官ポストがずらりと並んでいるが、これらは本来自ら直接に統轄すべき軍隊を持たず、その点は宋制のいわゆる環衛官に近い。

左右衛。保勝十領、精勇三領。衛に上將軍一人、正三品、大將軍一人、從三品を置き、領毎に將軍各一人、正四品、中郎將各二人、正五品、郎將各五人、正六品、別將各五人、正七品、散員各五人、正八品、尉各二十人、正九品、隊正各四十人を置く（『高麗史』卷七十七、百官志二、西班）。

右は高麗国の二軍六衛のうち、特にその左右衛を例として各將官の編制を表示したものであるが、このうち軍籍上の基本編制単位——軍人一千人を以て一領を編成する——に対応する各將官の指揮系統が、將軍を頂点として上大將軍には及んでいないというこの一点には、高麗国における軍隊統轄上の、ある重要な配慮が示されているものようである。例えば、高麗後期における各種の武臣の墓誌などを見ても「將軍某の下の郎將に任命された」などといった記述が見えており、このことから上大將軍が軍隊の直接の指揮系統からは隔絶されていたことの一端を推測することは可能であろう。したがって將軍から上大將軍へと昇進していった諸武臣は、その権力分散の配慮により、直接の部隊指揮権からは隔絶され、有事の際の司令官要員として、いわば餉い殺しの待遇を受けていくものと思われるが、反面、その有為の人材に対しては、左右僕射・兵部尚書・刑部尚書・戸部尚書・工部尚書など、文官職を兼任するという官途が新たに用意されており、原理的にはこの官途を経て宰臣に準じる地位にまで昇進することも、あながちに不可能な事柄ではなかった。

一体に高麗毅宗朝の末には有名な武臣の乱が起こるところから、高麗前期の官制はしばしば文臣偏重の弊害を持っていたといわれ、事実官制の運用面においてはそのような傾向も認められないではなかったが、それも要は武臣の中からそれだけの人材が現れなかったというだけのことであって、少なくとも官制の原理的・理念的な構造自体においては、必ずしも武臣の待遇のみが不当に貶められているというわけではない。そうした文武均衡の理念に立脚して、武班三品以上の存在もまた、この拡大諮問会議の段階においては国王の意思決定に対する直接の参与者として位置づけられていく。

以上に確認した四つの範疇は、いわば高麗国における最高級官僚層——ここでは国王の意思決定の過程に直接参与し得る存在としていうのである——を形成しているが、こうした最高級官僚層の存在は、これを『高麗史』の他のさまざま文脈においても見出すことが可能である。ここでは特に儀礼史料を挙げて検討しておこう。

（睿宗元年秋七月十日）己亥。王、「兩府」「台省・兩制」および「三品官」を率いて親しく昊天上帝を会慶殿に祀り、配するに太祖を以てして、雨を禱る（『高麗史』卷十二、睿宗世家）。

（睿宗三年夏五月十二日）辛酉。王、「宰樞」「近侍」「文武三品以上」を率いて昊天五方帝を会慶殿に醮る（『高麗史』卷十二、睿宗世家）。

右は高麗国王による祭天の儀礼——いわば天帝に対する意思表明の行為——であるが、この内、「兩制」と見えているのは内知制誥と外知制誥との並称であり、したがって、ここでも(1)宰臣・樞密、(2)侍臣四品以上、(3)文武三品以上の存在が、国王の意思行為に対する協賛者として位置づけられていることが確認できる。都兵馬判官以上の範疇はここでは見出すことができないが、前述の通りこれは軍事決定にのみ関わる一個の特殊範疇にしか過ぎず、一般的模式としてはむしろこれを除外しておいた方が妥当であろう。

思うに高麗国における意思決定の構造とは、譬えば中心から周縁へ、周縁から中心へと絶えず波及・収斂を繰り返す池水の波のようなものであって、その中心に位置する国王は、まず宰臣・樞密の協賛の意思に立脚して通常レベルの行政意

思を決定し、次に宰臣・樞密・侍臣四品以上の協賛の意思に立脚して重要レベルの行政意思を決定し、最後に宰臣・樞密・侍臣四品以上・文武三品以上の協賛の意思に立脚して最重要レベルの行政意思を決定していくのである。

試みにこの最高級官僚層の存在を、その員額の面から整理しておく。

宰臣：宰臣（五員）、樞密（三員）、（計八員）

侍臣：台官（三員）、諫官（七員）、知制誥（兼官）、（計十員）

三品：文班三品以上（十六員）、武班三品以上（十六員）、（計三十二員）

ここでもその人的構成には重複している部分があり、また五寺三監の判事など、一種の名譽待遇職を捨象している部分もある。高麗国における内外現任受禄官の員額が、一説に三千余員と言われるとき、その二%にも満たないこれら五十員前後の最高級官僚層によって、その国王一個人における最高意思が形成されていく国家とは、それ自体十分に専制的な国家形態であることには違いないが、反面、このようにして支配階級一般の意思を尊重していく君主制のあり方は、朝鮮半島において現出した君主権一般にも通底する高麗国のひとつの重要な特徴をなしているものとして、これをいわば貴族制的君主制の形態とでも評価しておくことができよう。<sup>①</sup>

① この場合の侍臣の概念は、台諫・知制誥と並列的に用いられているので、特にその翰林院・宝文閣の諸臣を意味しているものといえよう。但し宝文閣の官制はこの段階では存在しない。

② 『大唐六典』卷二、尚書吏部「諸司長官。（註）謂三品以上長官……」。

③ 『宋史』卷一百六十六、職官志六、環衛官「諸衛上將軍・大將軍・將軍、並為環衛官、無定員、皆命宗室為之、亦為武臣之贈典。大將軍以下、又為武官責降散官。政和中和、改武臣官制、而環衛如故。蓋雖有

四十八階、別無所領故也。」

④ 『高麗史』卷八十一、兵志一、総序「高麗太祖、統一三韓、始置六衛、衛有三十八領、領各千人、上下相維、体統相屬、庶幾乎唐府衛之制矣。」

⑤ 『韓國金石全文』四五五、金仲龜墓誌「年少、以大金明昌五年甲寅、起家、補康陵直。明年冬、授筆、拜金吾衛仗領散員。神宗奇之、召入内侍。尋転為別將、加將軍純永下郎將。」なお原本は金吾衛仗領散員を金吾使領散員に誤っているが、ここでは文脈によって改めた。

『韓国金石全文』三七五、申甫純墓誌「公未弱冠從軍。二十五歳、受会沖下隊正。毅宗七年壬申、拜守祿下校尉。辛巳、崔清下散員。乙酉、彦清下別將。」この守祿、崔清、彦清などの諸武臣も、おそらくは將軍ないし中郎將として部隊指揮官の地位を占めていたものである。

⑥ 一例として、睿宗朝の武臣崔挺は、金吾衛上將軍・工部尚書（爾六年十一月）、尚書右僕射・鷹揚軍上將軍（睿即位年十一月）、判尚書工部事（睿七年九月）を歴任し、檢校司徒・參知政事を加えられて致任（睿八年二月）、守司空・尚書左僕射・判尚書兵部事を以て卒し、諡を貞毅と定められた（睿十三年閏十月）。実際に宰臣として政局に参与しているわけではないが、その待遇は宰臣に準じるものである。

⑦ 『高麗史』睿宗世家、七年夏五月戊寅条「集三品以上於式目都監、問禦邊之策。」同十年秋八月条「遼將伐女真、遣使來請兵。乙巳。召宰樞・侍臣・都兵馬判官・諸衛大將軍以上、問至再三、卒無定議。」

## おわりに

以上、十二世紀初頭における高麗國の一連の女真戰爭を題材として、高麗睿宗朝における意思決定の構造を、その官僚機構という場の構造分析に即して検討してきた私たちは、結論としてこれを(1)宰臣・樞密、(2)侍臣四品以上、(3)文武三品以上という大別三つの構成要素に分節し、さらにそれを統括して高麗國における最高級官僚層という概念を措定しておいたわけであったが、もう一つ、おわりに当たって改めて強調しておきたいことは、この結論としての最高級官僚層という措辞が、決して漠然と最高級の官僚層を指しているといったものではなく、私なりに高麗官僚制度の全構造を把握したうえで、これを一連の構造概念として用いているということである。

そもそも中国漢代の制度では、秩比二千石以上（卿身分に相当）に銀印青綬、秩比六百石以上（大夫身分に相当）に銅印墨

同十一年春三月辛卯条「遼來連城、朕『昨為生女真及東京渤海背亂、致不広取得田禾。官司雖有見在穀粟、所有正軍外平閑民戶、闕少糧儲。權時撥借米貨五万石、贖濟民戶。比候來秋、却具元借米貨、頓計還充、必不闕少。』王命兩府・台省・侍臣・知制誥・文武三品・都兵馬判官以上、會議中書省。」

⑧ 例えば仁宗朝の宰臣金富侁は、政事を罷めて判秘書省事に任命され（『高麗史』卷九十七、金富侁伝）、同じく仁宗朝の宰臣文公仁は、政事を罷めて判國子監事に任命されている（『高麗史』卷一百二十五、姦臣、文公仁伝）。

⑨ 『宣和奉使高麗圖經』卷十六、官府、倉廩「内外見任受祿官、三千余員。散官同正、無祿給田者、又一万四千余員。」

⑩ 國王と最高級官僚層との關係は、一般理論としては、前階級社会における軍事首長と、それを任免する諸首長會議との關係にまで遡ることができよう。

綬、秩比二百石以上（上士身分に相当）には銅印黄綬を授けることによって、それぞれ古典的身分概念に即応して官僚貴族に対する諸待遇が明確に差等化されており、<sup>①</sup>また中国唐朝の制度では、官品三品以上（卿身分に相当）、五品以上（大夫身分に相当）、七品以上（上士身分に相当）、九品以上（下士身分に相当）をそれぞれ分節構造線として、<sup>②</sup>ここでも官僚貴族に対する諸待遇が明確に差等化されているという。これらはいずれも中国官僚制度の根幹をなす極めて常識的な事柄にしか過ぎないが、実はこうした中国官僚制度における基本的な分節構造は、唐朝の官品に関してはそのままに、漢代の禄俸に関してはその十分の一（二百石・六十石・二十石）という数値をとって、高麗前期の官僚制度においてもそのままに継受されているものらしいのである。

第一に官品三品以上・禄二百石以上（ただし二百石を含まない）の最高級官僚層に関しては、これに給事中・中書舍人・御史中丞などの、侍臣四品・禄二百石の存在を加えれば、本稿において検討した(1)宰臣・枢密、(2)侍臣四品以上、(3)文武三品以上の存在が、ここに過不足なく包括されていく。

第二に官品五品以上・禄六十石以上（ただし六十石を含まない）の高級官僚層に関しては、これに左右補闕（正言）・監察御史などの、侍臣六品・禄六十石の存在を加えれば、いわゆる常参官の範疇がここに過不足なく包括されていくものといえよう。

（睿宗四年夏五月二十二日）丙寅。宰相及び文武常参官に命じて東辺の事宜を議奏せしむ（『高麗史』卷十二、睿宗世家）。

本稿においては敢えて捨象した事柄に属するが、右の高級官僚層の存在は、国王の意思決定の過程における間接的な参与者として、一定程度、最高級官僚層における議論を補完するための役割を与えられているものともいえよう。

第三に官品七品以上・禄二十石以上（ただし二十石を含まない）の上級官僚層に関しては、これが高麗国における職役制度一般に関連して、まさしく貴族・平民両階級の分節構造線を成しているという点に着目したい。例えば官品七品以上の子弟には、遅くとも顯宗十五年（一〇二四）以来、原則的には兵役免除の特権が賦与されていたという。

(靖宗七年秋九月) 丁未朔。尚書兵部、奏すらく「選軍別監、文武七品以上の員の子弟を選取し、業文赴挙を除くの外、並びに軍伍に充てんとす。これ安きに危うきを忘れざるの慮りと雖も、然れども皆累世勲旧の子孫なり、故に祖宗以来、役に与らず。況んや甲子(顯宗十五年)・丙子(靖宗二年)年間に在りて已に禁制有り。ただに其の先世の功を忘るのみならず、亦た旧制に違えり。請うらくは隊伍に充つる勿れ」と。これに従う(『高麗史』卷六、靖宗世家)。

右の兵役免除の特権が、貴族階級における家格・教養の維持、延いてはその貴族としての人的再生産において一つの決定的な重要性を担っていたことは言うまでもあるまい。

第四に官品九品以上・有禄以上の下級官僚層に関しては、これに準流内官のいわゆる權務官を加えるとき、そこには貴族・平民兩階級の一種の接壤地帯が形成されていく。

仁宗朝、式目都監、学式を詳定するに、国子学生は、文武官三品以上の子・孫……を以てこれと為し、太学生は、文武官五品以上の子・孫……を以てこれと為し、四門学生は、……文武官七品以上の子を以てこれと為す。三学生、おのおの三百人、学に在りては齒を以て序す。……其の律学・書学・算学は、皆国子学に隸い、律・書・算、及び州県学生は、並びに八品以下の子、及び庶人を以てこれと為す。七品以上の子の情願する者は、聴す(『高麗史』卷七十四、選舉志二、学校)。

右の学式などにも見えているように、官品八品以下のいわゆる下級官僚層に関しては、その子弟の王京集住を前提とせず、平民階級(庶人)と同様に地方の州県学に在籍することが通例とされており、この点、官品七品以上の世襲的貴族階級に關しては、その子弟の王京集住を前提として、それぞれ国子学・大学・四門学に在籍することが通例とされている点と著しい対照をなしている。これは、いわゆる下級官僚層の人的構成が、その半ば近くを胥吏出職者——一般事務職(平民職)から下級官僚層(貴族職)へと昇進していった人々——によって占められているという一つの推測的事実に対応する事柄であって、この種の平民出身者からなる下級官僚層に対しては、その本人のみに限定されたいわば一代貴族としての諸特権しか認められてはいないのである。一方、官品七品以上の世襲的貴族階級に關しては、その子弟に対する前述の兵役免除

【高麗前期】		【朝鮮王朝】	
正一品	卿	正一品	卿
従一品		従一品	
正二品		正二品	
従二品		従二品	
正三品		正三品	大夫
従三品		従三品	
正四品		正四品	上士
従四品		従四品	
正五品	大夫	正五品	上士
従五品		従五品	
正六品		正六品	上士
従六品		従六品	
正七品	上士	正七品	上士
従七品		従七品	
正八品	下士	正八品	下士
従八品		従八品	
正九品		正九品	
従九品		従九品	

図二 官品構造概念図

の特権の外、特にその官品五品以上の子弟には、ほぼ自動的に下級官僚層への任官資格を認定するという蔭叙の制度——その任官資格の具体的な表象としては、ひとまず軍器注簿同正（正八品）、良醜令同正（正八品）、良醜丞同正（正九品）などの、いわゆる同正職が授与される——が存在しており、これはいわゆる下級官僚層の人的構成が、その半ば近くをこの種の門蔭出身者によって占められているという今一つの推測的事実に対応する事柄であろう。

以上のような高麗官僚制度における分節構造は、もちろん単にそれだけのことであれば、高麗国における中国唐制の継受という一般論としては極めて周知の事柄をここにあらためて再確認したことにはしかならないが、問題はむしろこうした三品以上・五品以上・七品以上の分節構造が、高麗後期における官僚身分体系の全構造的な変動の結果として、忠宣即位年（一三〇九）の官制改革以降、二品以上・四品以上・六品以上の分節構造へと再編され、これが次代朝鮮国における官制

の、ほぼ原型として継受されていったという点にある（図一参照）。

朝鮮官制発達史上、若しくは朝鮮社会構成史上、真に劃期的な意義を担っていると目すべきこの点をその全面にわたって検証していく作業に関しては、私としてはばく後考にまたなければならぬが、今、一点だけその代表的な論点を予告しておく、例えば朝鮮国の『成宗康靖大王実録』には、

旧例、凡そ大事有れば、嘉善（文武従二品）以上をして会議せしむ（『成宗康靖大王実録』）

等々の記述が見えており、ここでも国政上の最重要案件に関しては、文武二品以上のいわゆる堂上が、国王の意思決定の過程に直接に参与していく形態を見出すことができよう。

私のいわゆる最高級官僚層の概念は、文武三品以上から文武二品以上へとその相対的位置づけを変えつつも、高麗国から朝鮮国への歴史を通じて確かに継受されているのである。

① 『漢書』卷十九上、百官公卿表。

② 仁井田陞『唐令拾遺』所収の諸条を参照のこと。

③ これらの給舎中丞は、本来厳密な意味では最高級官僚層の概念には該当せず、例えば仁宗朝制定の致仕官祿の制度においても、その特典の対象となる最高級官僚層（三品以上）の範疇から、この給舎中丞の存在は除外されている（『高麗史』卷八十、食貨志三、祿俸、致仕官）。しかしながら、君側に侍従するその職掌の重要性に依存して、現実的には最高級官僚層に進じる存在として理解しておくことが妥当であろう。

④ 左右補闕（正言）・監察御史に關しても、本来厳密な意味では高級官僚層（五品以上）の概念には該当しないが、やはり現実的にはそれに準じる存在として理解しておくことが妥当であろう。

⑤ 權務官の存在も、本来厳密な意味では下級官僚層（九品以上）の概念には該当しないが、それに準じる存在として理解しておく。

⑥ 拙稿「高麗官僚制度の概観——外官への例調を中心に——」（『東洋史研究』第四十九卷第一号、一九九〇年、京都、東洋史研究会）参照。右の拙稿は、列伝・墓誌類を題材として高麗前期における科擧出身・門蔭出身・胥吏出職の諸官僚の昇進経路の模式化を試みたものであったが、その際、この官品七品以上・祿二十石以上における上級・下級官僚層の分節構造線を明確に把握し切っていなかったことは、右の拙稿における幾つかの欠陥のうち、その最も本質的な欠陥の一つをなしている。

（京郡大学研修員）



The Structure of Decision-making in the Reign of  
King Yejong 睿宗 of the Koryŏ 高麗 Dynasty

by

YAGI Takeshi

In the Koryŏ state, which was established in the Korean peninsula in 918, the people were ruled by a kind of monarchy, but that monarchy was not necessarily a despotic one. The king respected the opinion of the ruling classes and often called meetings to consult with such aristocratic officials as the councillors 宰臣・樞密, attendants of the fourth grade and upward 侍臣四品以上, and officials of the third grade and upward 文武三品以上. A state in which some fifty or so men guided the decisions of the king in important manners can still of course be called despotic, but considering the respect that the king accorded to the consensus of the ruling classes, this form of monarchy might better be regarded as an aristocratic than a despotic one. This characteristic feature was not peculiar to the Koryŏ state but was true of all dynasties established on the Korean peninsula. In this paper the writer takes as material a series of wars with the Jurchens in the twelfth century, and with an eye towards the formal bureaucratic structure intends to formulate an explanation of the structure of decision in the Koryŏ state.